

2009年10月5日 (月)

AWG-LCA 7 及び AWG-KP 9 ハイライト:

2009年10月3日 土曜

土曜日は終日、各種のコンタクトグループや非公式協議が行われ、AWG-LCAの下では適応、緩和、資金、AWG-KPの下では附属書I国の排出削減やその他の問題が検討された。

AWG-LCA コンタクトグループ

資金: 午前は、資金のセクション (FCCC/AWGLCA/INF.2) についての検討が続いた。

カナダは、最も脆弱な最貧国への適応支援を提供する必要があると強調、資金供与の効果を最大限にするための構造づくりを求めた。日本は、既存の制度メカニズムの活用を支持した。

既存メカニズムを利用する案については、G-77/中国の立場でフィリピンが、また、LDCsの立場でウガンダがアフリカン・グループの立場でエジプトが反対した。G-77/中国は、既存の制度は資金供与システムとしては失敗しているとし、共同融資に反対を唱え、そうした構造は1つに納めなければならないと述べた。アフリカン・グループは、資金メカニズムはMRVの検証の対象とすべきであると強調した。LDCsの国々は、既存の制度は十分な資金を提供できていないとし、複数の窓口をもつ組織が新しく必要とされていると述べた。また、資金は先進国の公的資金から注入すべきであり、政府開発援助 (ODA) に追加されるものであるべきだと強調した。

インドは、世界銀行の気候変動の適応に関する経済問題の新たな報告書について言及し、途上国の適応費用は年間750億-1,000億米ドルになると推計していると指摘した。同国はこの幅は「おそらく過小評価」だが、必要な資金規模に関する議論の出発点として使うべきであると強調した。

メキシコは、グリーン基金に関する自国の提案を説明し、基金への参加は任意のものとなろうが、締約国がいったん参加した場合は各国の排出量や人口、経済に関する評価基準に基づいて出資することになると述べた。また、途上国の出資については、「(先進国に比べると) はるかに少ないが、ゼロではない」とし、途上国が行動するために何らかの責任を担わなければ、「今日の被害者が明日の罪人になるかもしれない」との懸念を示した。また、特に、LDCsは唯一「認められたフリーライダー」で、途上国は貢献分よりも得るものが多く、グリーン基金は資金枠組みの他の要素に基づく義務を排除するものではないとの考えを強調した。

G-77/中国、パキスタン、アフリカン・グループ、サウジアラビア、中国、インドは、メキシコ提案に対する留保を表明した。南アフリカは、途上国の出資が必要とされる諸提案に懸念を示した。ベネズエラは、先進国は自らの歴史的責任から逃れるために「グリーンのお実」を使っていると述べた。EUは、交渉のコアは、効果的な資金供与をいかに動員するかということであり、締約国は一貫したシステムを創設するためにさまざまな資金源の連係について議論する必要があると強調した。

緩和 (BAPサブパラグラフ 1 (b)(ii)): 午後からは、途上国による緩和についての小グループ会合が行われた。進行役の Mukahanana-Sangarweから、さらに統合されたテキストとともに、ノンペーパーが紹介され、締約国に最初の反応を募った。テキストの統合で進行役と事務局が尽力したことに対して、いくつかの締約国が賛辞を述べた。

ブラジルは、G-77/中国の立場から、サウジアラビア、インドとともに、一連の国別スケジュールとMRVのための新たなサブセクションで、BAPサブパラグラフ1 (b)(ii)にふさわしくない考え方が含まれているとして、これらを削除する案を支持した。オーストラリアは、これらの、特に国別スケジュールに関する部分を再挿入することを提案し、日本は、MRVに関する新たなサブセクションの中にある諸問題が緩和のコンタクトグループで最重要課題として討議されると脚注の中で指摘することについて“感謝の意”を示した。米国は、現段階では何も削除すべきではないと強調した。ベネズエラは、パラグアイのためにも、国別スケジュールのようなUNFCCCと矛盾する諸提案への懸念を表明し、報告上のテンプレートの削除を提案した。日本は、排出原単位の数値目標の達成やNAMAsの一環としての国別行動計画に関する日本提案をテキストに反映すべきであると指摘した。ミクロネシアは、AOSISの立場から、いくつかのコンセプトが失われていると述べた。

パキスタンは、NAMAsの登録・推進のための調整メカニズム、及びこれに対応した支援について明確にすることが重要だと強調した。シンガポールは、登録簿向けの行動の種別リストは不十分であると指摘した。サウジアラビアは、支援・認定メカニズムに関する自国案がきちんと反映されていないと指摘した。インドは、炭素取引について言及する部分は、このセクションに属するものではないと強調した。

緩和 (BAPサブパラグラフ 1(b)(iii)): REDD-プラスに関する小グループ会合が午後から開催された。カナダ、インドネシアが、公共ベース、市場ベース、ハイブリッドアプローチの融資策について強調しながら、非公式協議で出てきた実施手段に関する統合テキストを紹介した。EU、ガボン、次のパラグラフが盛り込まれたMRVに関する統合テキストを紹介した: モニタリング及び報告; 参照レベル; 検証。

EUは、数量目標を盛り込んだことに満足感を表明し、森林減少を促進する要因に対処する必要があると強調した。タンザニアは、LDCsの立場から、序文の作成を求めた。パプアニューギニアは、“重要なアイデア”が統合テキストから省かれているとし、オーストラリアとともに、成果が交渉文書であるならば COP 決議とは違った形の具体性が必要になると強調した。パラグアイは、生物多様性と先住民に関する作業が他の国連会議と重複していると指摘した。ガーナは、米国とともに、SBSTA と今後の決議において技術的問題を検討していくことを提案した。

ガイアナは、コロンビアの支持を受け、3段階アプローチは特定の原則の中に組み入れるべきだと提案した。熱帯雨林国連会の立場からパプアニューギニアが、コスタリカ、インドネシアとともに、3段階アプローチの

ための資金供与とのつながりが失われたと指摘した。ウガンダは、途上国が自己負担で行動するという提案に対する懸念を示した。ツバルは、米国、日本、ブラジルとともに、REDD-プラスが他の小グループ会合での議論とどのように関連しているのかとの疑問を示した。インド、ネパール、タイはREDD-プラスをNAMAsと切り離しておく必要があると強調した。

ノルウェー、スイスは、ガバナンスの問題に対応する必要があると強調し、ボリビアとともに、先住民を取り込む必要性を強調した。コロンビアは、各国の法制に沿った行動が講じられるべきであると強調するテキストを提案した。

米国は、ブラジル、サウジアラビアの支持を受け、会場で提起された新しいテキストをすべて紹介するよう求めた。進行役の La Viñaは、制度のアレンジに関する文章のとりまとめは非公式協議を通じて完結させると述べた。オーストラリアは、ブラジルの支持を受け、制度のアレンジは資金グループでの決定に付随するものだと強調した。

緩和 (BAPサブパラグラフ 1(b)(v)):緩和に向けた各種アプローチに関する午前の小グループ会合では、進行役の Flores がコペンハーゲンまでに解決すべき問題を特定する必要があると強調しつつ、統合テキストとともに、ノンペーパーを紹介した。ニュージーランド、ノルウェー等は、ノンペーパーを土台に作業する構えであるとの見解を示した。

ブラジルは G-77/中国の立場から、チリとともに、BAPサブパラグラフ 1(b)(v) が市場アプローチだけではなく、緩和の強化に向けた「各種アプローチ」に言及するものであるとし、先進国の公的部門を主な資金源とすべきであると強調した。スイスは、環境十全性グループの立場から、既存の市場メカニズムの統合と新メカニズムの創設に関する議論を支持した。

議定書の柔軟性メカニズムとNAMAsに関して進行中の議論を引き合いに出し、中国は、AWG-LCA及びAWG-KPの下での他のコンタクトグループとの重複は回避しなければならないと述べた。オーストラリアは、議定書の下での議論と関連性があるとの意見に賛同したが、この小グループ会合が全体的な議論に向けた機会を提供するものであると強調した。

ベネズエラは、中国とともに、議定書では市場アプローチの役割が限定的なものであり、UNFCCCには記載されていないとし、これを盛り込むことは法的な問題を引き起こすと示唆した。米国は、市場メカニズムの活用は自主的なものであると強調することを提案した。ニュージーランドは、市場アプローチの活用は、「共通するが差異ある責任」や「持続可能な開発の推進」といったUNFCCCに組み込まれた概念を支持するものだと述べた。

クウェートは、セクター別クレジットや取引制度に関する諸提案に反映されているセクター別アプローチに反対した。コスタリカはCDMが自国には効果的ではなかったと述べ、EUはこれをもっと強化して効率性を高める必要があると述べた。シエラレオネとリベリアは、LDCs向けの特別な配慮を求めた。

ミクロネシアは、ハイドロフルオロカーボン(HFCs) の削減に関する取り決め、及び黒炭素 (black carbon) のような短寿命物質の排出削減のための迅速かつ短期的な緩和と作業計画に関する提案内容を説明した。エジプトは、HFCsの問題は、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の下でも議論されている問題であると指摘した。EU、マーシャル諸島は、HFCs 問題を議論することへの関心を示した。ベネズエラは、アン

ゴラの支持を受け、アフリカン・グループの立場から、新たなガスの種類など、モントリオール議定書や京都議定書で討議中の内容はすべて除外することを提案した。

エジプトは、ベネズエラ、ボリビアとともに、統合テキストのどのパラグラフに属するかを記載した表の作成と、これを火曜に行われる次回会合までに締約国に対して提供するようにすることを提案した。

適応: 適応に関する午後のコンタクトグループでは、Kolly共同議長が交渉テキストをさらに簡略にしたノンペーパーを紹介。“中立的”な内容であるが、“まだまだ長すぎ”だとし、この文書について次の説明を行った。: 2つか3つ以上の相互排他的な選択肢が提起された場合の事例のみ、括弧書きのテキストで言及した; 具体的なテキストは本体部分に反映された; 機能や役割といった要素を盛り込んだリストは各種附属書に反映された。また、とりまとめでは、バンコクで締約国から挙げられた反対意見は考慮に入れなかったと強調した。Kolly共同議長は、資金、技術、キャパシティビルディングといった他のコンタクトグループで現在行われている作業に沿った形で実施手段の検討を行うべきであると述べた。締約国からはノンペーパーについて謝意が表明された。

作業のスピードアップが必要だとし、ニュージーランドが、カナダの支持を受け、“言い回しの微調整や見出しの付け方”で時間を取りすぎないように呼びかけ、G-77/中国の立場で発言するモルジブとともに、後の段階で序文について議論することを提案した。

EU、ノルウェーは、このテキストが意見の相違部分を浮き彫りにすることに役立つと述べた。EUは、ブラジルとともに、附属書の利用法をはっきりさせるよう求めた。フィリピンは、附属書の内容はテキスト本体に反映すべきであると述べた。インドネシアは、テキストは行動志向型のメッセージを伝えるための優れた基盤であると述べた。

適応の行動実施の下で、タンザニアは、アフリカン・グループの立場から、テキストでは過度に規範的な文言を避け、具体的な適応活動に特化すべきであると述べた。

クック諸島は、AOSISの立場から、対応措置について言及する部分を括弧書きにすべきだと述べた。ブラジルは、条約第12条(先進国の実施に関する情報の連絡)についての言及部分は適応行動のモニタリング及びレビュー、及び支援に関するセクションに含めるべきだと述べた。

南アフリカは、適応活動の実施に関する国際計画のための提案について、実施できることを「ランダム」に集めたものではなく、気候変動の短・中・長期的な影響に取り組むための「整合性ある体系的な計画」であると強調した。

AWG-KP コンタクトグループ

その他の問題 (柔軟性メカニズム): 午前のコンタクトグループで、Dovland副議長は、火曜日からスタートする草案作成の小グループでの非公式協議のプランについて言及した。

その後は、CDMの改善のためのCOP/MOP決定書草案(FCCC/AWG/KP/2009/10/Add.3/Rev.1)の議論に集中した。CDMに基づく割増率や割引率を紹介しながら、EU、カナダは、割引率への関心を示した。インドは、割引率が恣意的なものであると警告した。韓国、エチオピアは、割増率への関心を示した。

オーストラリア、ブラジル、ニュージーランド、日本、中国、シンガポール、インド、サウジアラビア、AOSIS、その他数カ国は、割増率と割引率の両方に反対した。EU、ニュージーランド、オースト

ラリア、AOSIS、日本、中国、シンガポール、その他数カ国は、割増率との関連で環境十全性をめぐる懸念を表明。EUは、実際には行われなかった排出削減量が水増しされてしまう可能性がある」と指摘した。

Dovland副議長は、CDMの下で増倍率もしくは割引率を導入するとのCOP/MOP決議をとらないという案に強い支持があると指摘し、これらのオプションに関するテキストが削除可能かどうか意見を募った。韓国、エチオピアは、割増率に関するテキストを維持する方が良いとの意見を述べた。また、EUは、割引率が特にベンチマーク等の幅広い文脈で見られるべきものであり、表に残すべきであると述べた。

Dovland副議長は、CDMでの炭素回収・貯留(CCS)に関するこれまでの長い議論を暗に示し、「コペンハーゲンまでに決着が着かない可能性がある」と指摘した。また、CDMに基づくCCSは地層に限定すべきではないという、8月の非公式会合で一部の締約国から出された見解が新しいテキストに反映されていると述べた。サウジアラビアが、IMOの下での海洋隔離に関する作業について強調する一方で、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、EU、AOSISは、CDMに海洋隔離を含めることに対して懸念を示した。オーストラリアは、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」（ロンドン条約1996年議定書）に基づく既存のアプローチを参照することを提案したが、AOSISの反対にあった。

CDMにおけるLULUCFについては何の意見も出されなかった。原子力活動をCDMに含めるかという問題については、Dovland副議長は、本件が「おそらくコペンハーゲンにおいて政治レベルでの決着をつける必要がある」と述べた。

また、共同実施(JI)と排出量取引からの収益の一部提供の拡大に関するテキストについて、短い議論が行われた。Dovland副議長は、議定書9条(レビュー)に基づく議定書の第2回レビューに沿ったCOP/MOP4での広範囲にわたる議論を想起し、以前の議論を繰り返さないためにも何か新しい意見はないかと締約国に意見を尋ねた。EUは、本件は資金に係わる幅広い文脈の中で検討すべきだと述べ、他の締約国とともに、議論を先送りするという案を支持した。セネガル等は、本件が重要であると強調した。

附属書I国の排出削減: 午前のコンタクトグループでは、将来の約束期間の長さ(Length and number of future commitment periods)が焦点となった。コロンビアは、約束に関する中間レビューのメリットを強調した。南アフリカは、そうしたレビューが専ら更に強力な約束へとつながるものであるべきだと強調した。オーストラリア、アイスランドは、法的な約束に関する中間レビューの意味合いと排出量取引制度へのインパクトに対して疑問を呈した。南アフリカは、中間レビューが「早期警戒システム」として機能すると示唆した。ニュージーランドは、科学は必要な行動に関する世界の現状を伝えるものであり、だからこそ全ての国々の行動についてじっくりと考えなければならないと述べた。また、締約国が柔軟性メカニズムを活用するという事を考えると、レビューを通じて得られた遵守情報の価値は限定的なものとなると指摘した。また、ブラジルとともに、報告上のスケジュールが原因で、排出データについては2年間のタイムラグが生じると強調した。ウガンダ、セネガルは、アフリカン・グループの立場から、国内の行動レベルを検証するためのレビュー期間の有効性を強調した。スイス、日本は、既存の遵守に関する国別レビューについて強調した。カナダ、フィリピンは、個別の締約国および全体的なレビューに関して更なる議論を求めた。

アフリカン・グループ、カナダ、アイスランド、サウジアラビア、スイスは、8カ年の約束期間を支持した。スイスは、期間を長く設定することで投資が奨励されると指摘した。

必要な行動の緊急性を強調しながら、ミクロネシアは、AOSISの立場から、バングラデシュ、ノルウェー、ボリビアとともに、約束期間を単独5カ年とする案を支持した。中国は、5カ年の約束期間を2回設けるか、8カ年の約束期間とするか、どちらかとする案を提起した。南アフリカ、オーストラリアは、約束期間のオプションに関する賛否両方を天秤にかけてみるよう提案した。南アフリカは、市場がAWG-KPから“法的な、声高の、長期的なシグナル”を求めていると発言する一方で、長期に及ぶ約束期間は短期的な野心的レベルを下げることに繋がると示唆した。中国は、議定書3条9項(さらなる約束)は、現在の約束期間終了の7年前から次期約束期間についての検討を開始しなければならないと規定しており、これが5カ年の約束期間の検討を複雑にしていると述べた。南アフリカ、オーストラリアは、2014年にIPCC第5次評価報告書を検討する必要があることを強調し、ニュージーランドとともに、レビューの“激発 (fireworks)”と作業重複に対する警告を発した。EUは、EU排出量取引制度 (EU-ETS) に基づく毎年の遵守体制で経験を積んでいることを強調した。

午後の非公式協議でも議論が続けられ、CO₂換算 (トン) またはGHG排出量 (%) による排出削減目標の表現方法について検討した。一部の先進国から、トン基準によるQELROs算定の難しさについての指摘があり、先進国と途上国の多くが、%表記を使用する方が良いとの意見を表明した。また、数カ国から、この問題の技術的な側面を取り上げるための時間をもっと必要だとの声が挙がった。後日、本件について議論するという事で合意がなされた。

附属書I国の排出削減の約束をQELROsに移す問題については、実際の排出量を使う場合と、それ以外の潜在的な開始時点での排出量との違いを数カ国が強調した。各国の状況変化を説明するために実際の排出量を使用する方が良いとの意見もあれば、それは第1約束期間で目標が達成できなかった国々に報いることになるのではないかと不安視する声も挙がった。個々の数値目標で異なる開始時点を設定することによる影響を比較するために今後、技術面の議論を行うことが有益だということで締約国の見解が一致した。

廊下にて

土曜日もバンコク気候変動交渉が公式、非公式の場で続けられた。非公式サイドでは、AWG-LCAの下、BAPサブパラグラフ 1(b)(i)に基づく先進国の緩和を含む、緩和の様々な側面に関する議論が行われた。

先進国の緩和に関する非公式フォーラムの会場から出てきた参加者の報告によれば、合体される可能性があるパラグラフについて示した新文書が議論の焦点となり、「数字」に関して提案されているテクニカル・ペーパーについての議論もあったようだ。「テクニカル・ペーパーの編纂に対する支持があった」ように見られたが、我々としてはスコープや方法論、作業のタイミングを含む細部の議論について本当に合意した訳ではない」とある参加者が言い添えた。

午後からは、AWG-LCA議長が「テキストの構成 (organization)」に関する非公式会合を開催した。この会合は主に、交渉テキスト全体に反映されている、資金と実施手段に関するAWG-LCAの作業の整理に関するものだったとある参加者は説明していた。会場を後にした参加者は、会合中に大きな論争が何もなく伝えてくれた。「資金問題は、コペンハーゲンでの交渉を難航させる要因の一つだというのが大方の見解ではあるが、今回は殆どがテキストの構成上の議論だった」とある締約国代表が語った。

一日中行われていた会合が幾つかあったが、全体としては、金曜日の熱狂状態と比べると、「閑散モード」との印象をもった参加者がUNESCAPの廊下に溢れた。また、土曜日の夕刻のプランを相談する声が至るところで聞こえたが(恒例のNGOのパーティがリスト最上位に挙げられていた)、日曜日の予定については「来週は激務となるし、この短い休みをきちんと取りたい」というのが国連ビルを後にした一代表のコメントだった。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin (c) <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, and the European Commission (DG-ENV). General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Talks - 2009 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.